

# 施設規模の変更について

---

# 1 施設規模を変更する理由

新ごみ焼却施設の施設規模（処理能力）については、第2回検討委員会（令和5年10月3日）及び第3回検討委員会（令和6年1月11日）での協議を経て、これまで「438 t / 日」としてきましたが、主に次の理由から、構成市町において将来ごみ処理量の見直しを行うなどして、施設規模（処理能力）を変更（縮小化）することとしました。

項目	変更する主な理由
理由1	【施設整備に係る基本方針1 関係】 施設周辺の環境保全に関し、より一層の配慮が必要
理由2	【施設整備に係る基本方針2 関係】 カーボンニュートラル社会の創出への更なる寄与が必要
理由3	【施設整備に係る基本方針5 関係】 昨今の施設整備費の高騰を受けて、経済性・効率性に優れた施設を実現する観点から、施設規模についての再検討が必要

## 2 計画処理量の見直し

当組合では、新ごみ焼却施設の計画処理量について、次表のとおり見直しを行いました。

区分	計画処理量			削減率
	見直し前	見直し後	差	
可燃ごみ	1 1 0, 0 6 7 t/年	1 0 3, 8 4 9 t/年	△ 6, 2 1 8 t/年	△ 5.7%
可燃残さ	5, 3 1 9 t/年	5, 4 6 9 t/年	1 5 0 t/年	+ 2.8%
合計	1 1 5, 3 8 6 t/年	1 0 9, 3 1 8 t/年	△ 6, 0 6 8 t/年	△ 5.3%

### 【見直しの考え方】

- ① 各市町 : 最新（令和5年度）の排出実績に基づき、改めて将来ごみ排出量を推計
- ② 一部市町：令和5年度以降に新たに開始（予定含む）した、ごみ量削減に関する施策効果を反映

### 【主な施策】

- 盛岡市（都南地域）、紫波町、矢巾町：令和5年4月から事業系古紙のごみ焼却施設への搬入を規制
- 八幡平市：令和7年度から家庭ごみの直接搬入に係る手数料（一定量無料型）の徴収を開始（予定）

# 3 災害廃棄物受入対応の見直し

## (1) 従来の災害廃棄物受入対応の考え方

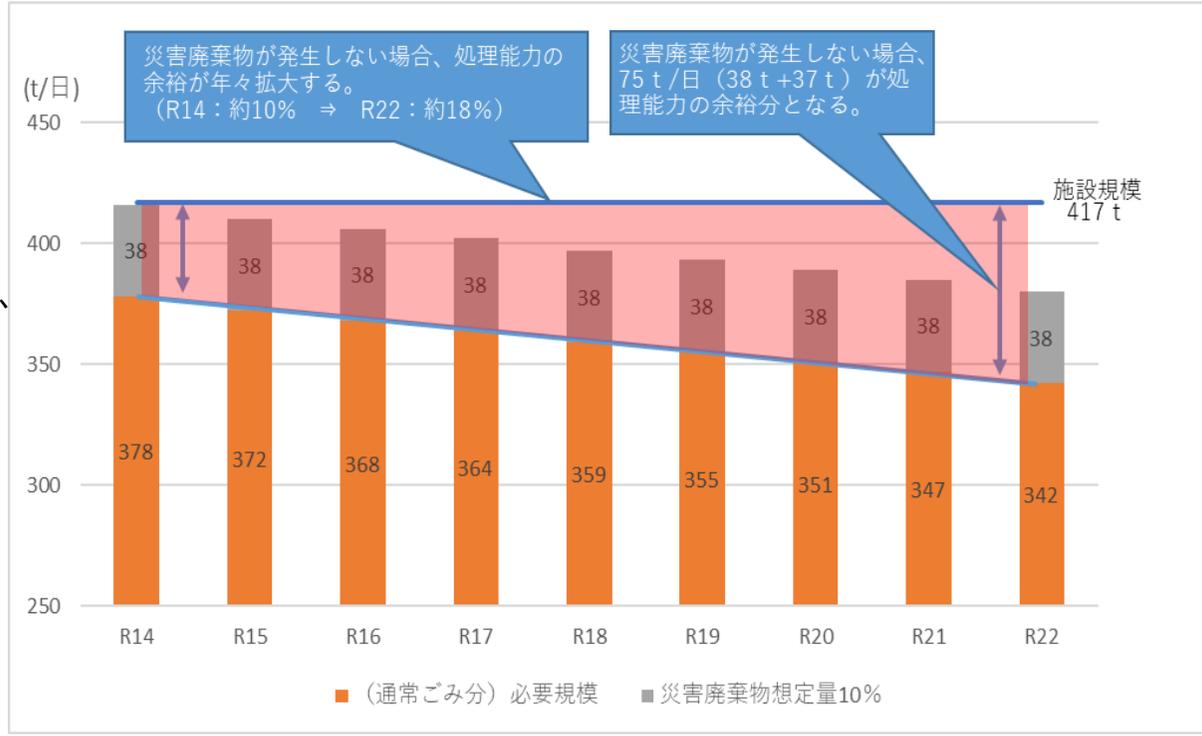
第2回施設整備検討委員会の協議の中で、直近5年間の全国の類似事例を参考に、最も採用実績の多い「施設規模（t/日）の10%」を見込むこととしました。

## (2) 見直しの必要性

### ① 処理能力の適正化

新ごみ焼却施設の計画処理量は、構成市町からのごみ排出量の減少に伴い、年を追うごとに減少していくことが想定されており、最も計画処理量が多い施設稼働初年度（令和14年度）の施設規模に10%を加えて施設整備を行うと、後年度において災害廃棄物を受け入れない場合には、処理能力の余裕が大きくなりすぎて、効率的なごみ処理が継続しにくくなる可能性があります。

処理能力の推移



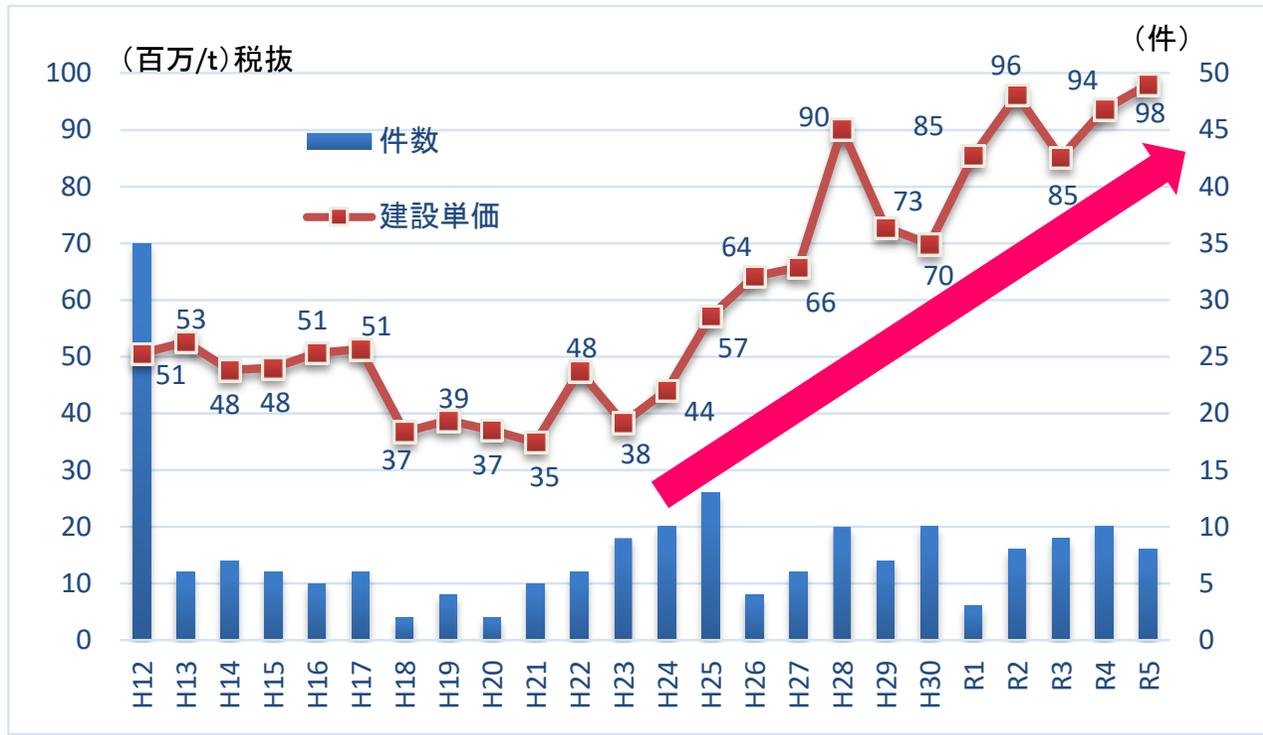
# 3 災害廃棄物受入対応の見直し

## (2) 見直しの必要性

### ② 施設整備費の高騰

近年のごみ焼却施設整備費の高騰状況を考慮し、市町財政への負担の軽減を図るため、「防災力の向上」と「事業費縮減」のバランスの取れた施設整備が必要です。

右に、100t/日以上施設の整備件数とその平均建設単価の推移に示しますが、令和2年度以降の平均建設単価では、1t当たり9,000万円を超える場合がある状況になっています。



100t/日以上のごみ焼却施設の整備件数とその平均建設単価

出典：都市と廃棄物（各年度）

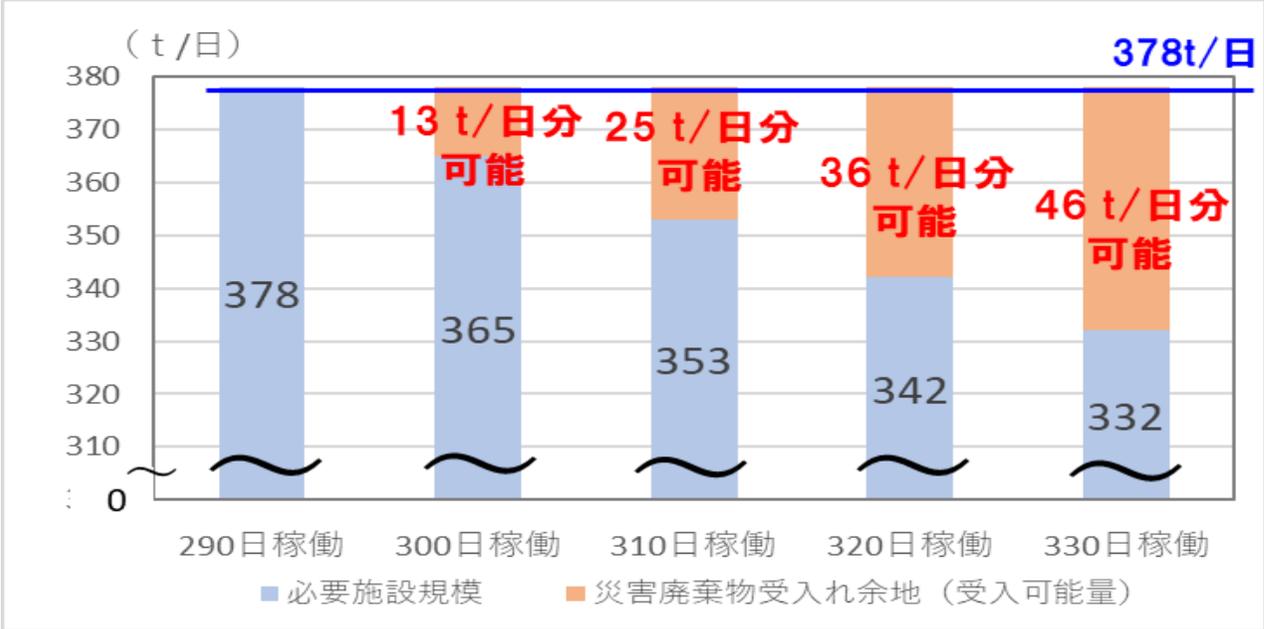
# 3 災害廃棄物受入対応の見直し

## (2) 見直しの必要性

### ③ 施設の運転技術の向上

他施設の事例によると、ごみ焼却施設の運転技術の向上に伴い、施設のメンテナンスのための運転停止期間の短縮が見込まれることから、通常は、年間290日稼働の年間75日を見込んでいる停止期間を削減することにより、災害廃棄物の受入を確保することが可能と考えられます。

稼働日数別の  
災害廃棄物受入れ余地  
(受入可能量)



全国事例では、300日以上で運転する施設も多くみられ、稼働日数の事例等の調査を行った結果、320日程度の稼働日数であれば、対応は十分可能であるとの回答を得ています。

# 3 災害廃棄物受入対応の見直し

## (3) 災害廃棄物の受入に係る対応方針の見直し

### 【見直し前】

災害廃棄物の受入れに備えるため、施設規模に10%相当を上乗せ

### 【見直し後】

- ① 圏域内で一時的に多量に生じる災害廃棄物（1年程度で処理可能なもの）の処理
  - ・ 年間の運転日数を一時的に増加（通常290日/年→一時的に320日/年程度）することにより対応
- ② 圏域内で処理に長期間を要する災害廃棄物（処理に数年を要するもの）の処理
  - ・ 当組合施設で可能な限り処理するとともに、県内の自治体間で締結している「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」に基づく他団体への支援要請など、広域的な応援体制により対応
- ③ 圏域外の災害廃棄物の受入れ
  - ・ 当組合施設の運営事業者及び施設周辺住民等と協議の上で、施設運転日数の増や処理能力の余裕の活用により、可能な限りの災害廃棄物の受入れ

 施設規模には、災害廃棄物の受入れ分を見込まないこととしたいと考えます。

# 4 新ごみ焼却施設における施設規模の算定

## 算定方法

**施設規模 (t/日) = 計画年間日平均処理量(t/日) ÷ 実稼働率**

- ・ 計画年間日平均処理量：計画目標年度におけるごみ処理量 (t/日) (令和14年度)
- ・ 実稼働率 (※1)：1炉290日間稼働を365日で除した値 (= 290日 ÷ 365日 = 0.795)

項目	見直し前	見直し後
計画年間ごみ処理量	115,386 (t/年)	109,318 (t/年) (▲6,068 t/年 (▲5.3%) )
計画年間日平均処理量 (= 計画年間ごみ処理量/365日)	316.1 (t/日)	299.5 (t/日) (▲16.6t/日)
実稼働率※1	0.795	0.795
施設規模 (= 計画年間日平均ごみ処理量/実稼働率)	398 (t/日)	<b>378 (t/日)</b>
施設規模	<b>(災害廃棄物含む) 438 (t/日)</b>	<b>(災害廃棄物含まない) 378 (t/日)</b>

施設整備基本計画における施設規模は、各市町の将来ごみ排出量の再推計に伴うごみ処理量及び災害廃棄物の受入に係る対応方針の2つの見直しにより、第3回検討委員会で示した「438 t/日」から「60 t/日」縮小させた「378 t/日」を提案します。